

## 質問主意書及び答弁書(抜粋)

平成26年9月29日提出「高校生等に対する自衛官等募集ダイレクトメール送付及び住民基本台帳情報利用に関する質問主意書」及び同年10月7日答弁書より抜粋

質問第2号 提出者 阿部知子

### 【質問】五の②

住民基本台帳法には国の機関による写しの閲覧は規定されているが、このような「提供」に係る明文規定はなく、同法上「提供」は予定されていないと考えられる。住民基本台帳法の趣旨及び条文に照らして、市町村による適齢者情報の提供がなぜ認められるのか、明確な根拠を示されたい。

内閣衆質187第2号 内閣総理大臣 安倍晋三

### 【答弁】五の②について

自衛隊法第97条第1項及び自衛隊法施行令第120条の規定により自衛官及び自衛官候補生の募集に関し必要な資料を市町村の長が自衛隊地方協力本部に提出することは、これらの規定に基づいて遂行される適法な事務であり、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）上に明文の規定がないからといって、特段の問題を生ずるものではないと考える。